

第4編 第1期障がい児福祉計画

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の基本方針

障がい児福祉計画は障がい者基本計画の理念(重点課題4. 障がい児支援・発達支援の充実)を踏まえながら、さらに次の基本方針に沿って、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する方針とサービスごとの見込量を設定し、総合的な取り組みを行っていきます。

1 障がいのある子の健やかな育成のための発達支援

障がいのある子本人の最善の利益を考慮しながら、障がいのある子の健やかな育成を支援します。

また、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所施設や障害児相談支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を進めます。さらに、ライフステージに沿って、地域の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築や地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで障がいの有無にかかわらず、全ての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を進めます。

2. 計画の策定にあたって

障がいのある子の地域生活を支援する観点から、障害児通所支援等(障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援)を提供するための体制の確保が計画的に図られるように、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて、2020年度を目標年度とした次の事項について見込量等を定めました。

【障がい児福祉計画に記載している内容】

- ・障害児支援又は障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込
- ・障害児支援又は障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

※各障害福祉サービスの見込量を記載した表における「平成30(2018)年度、平成31(2019)年度、2020年度」の数値は、第4期障がい福祉計画期間の実績を基に事業所や関係者からの御意見等を勘案して算出しました。

3. 計画の進行管理と評価

117ページに掲載

第2章 第1期障がい児福祉計画の目標値及び見込量

1. 障がいのある子の支援の提供体制の整備等

- 1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び
保育所等訪問支援の充実 【新規】

<国の示した見込量確保の指針>

(1) 児童発達支援センター

2020年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

(2) 保育所等訪問支援

2020年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

【事業内容】

(1) 児童発達支援センター

障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけられており、障害児通所施設等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を行います。

(2) 保育所等訪問支援

他の子どもとの集団生活への適応のため、療育が必要な子が集団生活を営む施設を訪問し、専門的な支援等を行います。

- ① 療育が必要な子に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
- ② 訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導他)

【見込量】

あじさい療育支援センターにて事業を実施しており、今後も継続していきます。

		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
児童発達支援センター	実施箇所数	1カ所	1カ所	1カ所
保育所等訪問支援	実施箇所数	1カ所	1カ所	1カ所

【見込量確保のための方策】

あじさい療育支援センターにおいて、児童発達支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援、保育所等訪問支援を実施し、児童発達支援センターの機能を担っていきます。

2)主に重症心身障がいのある子を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 【新規】

<国の示した見込量確保の指針>

2020年度末までに、主に重症心身障がいのある子を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単位での確保が難しい場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

【事業内容】

(1)主に重症心身障がいのある子を支援する児童発達支援事業所

主に未就学の重症心身障がいのある子を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活に適用できるよう、療育を通して支援を行います。

(2)主に重症心身障がいのある子を支援する放課後等デイサービス事業所

主に就学をしている重症心身障がいのある子を対象に、授業の終了後又は学校の休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を提供します。

【見込量】

既存の事業所において、重症心身障がいのある子を主に対象とした事業運営を行っており、今後も継続する見込みです。

		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
児童発達支援事業所	実施箇所数	1カ所	1カ所	1カ所
放課後等デイサービス事業所	実施箇所数	1カ所	1カ所	1カ所

【見込量確保のための方策】

児童発達支援、放課後等デイサービスでは、事業所の新規参入が現在も続いている中で、今後は主に重症心身障がいのある子が利用できる事業所の確保を優先して取り組みます。

3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 【新規】

＜国の示した見込量確保の指針＞

平成30(2018)年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

【事業内容】

医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるように協議する場で、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等関係者が連携を図ります。

【見込量】

国の指針に基づいて、第5期の計画期間内に設置を見込みます。

	平成 30 (2018)年度
協議の場	設置

【見込量確保のための方策】

現在設置している地域共生協議会の専門部会を主体とした協議の場を、本計画に定める協議の場として位置づけ、必要な支援体制の検討や関係機関との連携を図ります。

2. 児童福祉法に基づくサービスの推進

1) 児童発達支援

<国の示した見込量確保の指針>

地域における子どもの数の推移、現に利用している障がいのある子の数、障がいのある子等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がいのある子の受け入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障がいのある子の数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用子ども数及び量の見込みを定める。

【事業内容】

未就学の療育が必要な子に日常生活における基本的な動作の指導や集団生活に適応できるよう、療育を通して支援を行います。

【見込量】

第4期障がい福祉計画期間の実績を基に利用の増加を見込みます。

		平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
児童発達支援	(1月あたり) 利用者数	107 人	162 人	199 人	245 人
	(1月あたり) 利用量	978 日	1,372 日	1,631 日	1,939 日

【見込量確保のための方策】

ひまわり発達相談センターを始めとした関係機関と連携し、適切なケアマネジメントを行うことで、必要としている未就学の療育が必要な子がサービスを利用できるように努めていきます。

2) 医療型児童発達支援

＜国の示した見込量確保の指針＞

地域における子どもの数の推移、現に利用している障がいのある子どもの数、障がいのある子どものニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がいのある子の受け入れ状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がいのある子どもの数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用子ども数及び量の見込みを定める。

【事業内容】

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた療育が必要な子に、事業所において児童発達支援及び治療を行います。

【見込量】

第4期障がい福祉計画期間の利用実績を基に毎年度1人の増加を見込みます。

		平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
医療型児童発達支援	(1月あたり) 利用者数	23 人	25 人	26 人	27 人
	(1月あたり) 利用量	199 日	206 日	234 日	266 日

【見込量確保のための方策】

未就学で療育が必要な子の中で、多くの子どもがあじさい療育支援センターを利用しているため、施設との連携を図りながら利用者の動向を注視していきます。

3) 放課後等デイサービス

<国の示した見込量確保の指針>

地域における子どもの数の推移、現に利用している障がいのある子どもの数、障がいのある子等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障がいのある子の受け入れ状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障がいのある子どもの数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用子ども数及び量の見込みを定める。

【事業内容】

放課後又は夏休み等休業日における居場所の確保を図る観点から、就学している療育が必要な子に、生活能力の向上や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

【見込量】

第4期障がい福祉計画期間の利用実績を基に増加を見込みます。

			平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
放課後等 デイサービス	(1月あたり)	利用者数	203 人	311 人	365 人	419 人
	(1月あたり)	利用量	3,174 日	3,594 日	4,383 日	5,171 日

【見込量確保のための方策】

実施事業者の参入の動向を注視しながら、事業所や教育分野等との情報共有や連携を図ります。

4) 保育所等訪問支援

＜国の示した見込量確保の指針＞

地域における子どもの数の推移、現に利用している障がいのある子の数、障がいのある子等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障がいのある子の受け入れ又は利用状況、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用子ども数及び量の見込みを定める。

【事業内容】

他の子どもとの集団生活に適應できるよう、療育が必要な子が集団生活を営む施設を訪問し、専門的な支援等を行います。

- ①療育が必要な子への支援(集団生活適應のための訓練等)
- ②訪問先施設のスタッフへの支援(支援方法等の指導他)

【見込量】

第4期障がい福祉計画期間の利用実績を基に利用者数を見込みます。

		平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
保育所等訪問支援	(1月あたり) 利用者数	3 人	4 人	4 人	4 人
	(1月あたり) 利用量	8 日	12 日	12 日	12 日

【見込量確保のための方策】

療育が必要な子にサービスが提供できるように関係機関に周知を図り、適切なマネジメントが行われるよう支援していきます。

5) 居宅訪問型児童発達支援 【新規】

<国の示した見込量確保の指針>

地域における子どもの数の推移、障がいのある子等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人あたり利用量を勘案して、利用子ども数及び量の見込みを定める。

【事業内容】

重症心身障がいのある子などの重度の障がいのある子であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がいのある子の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【見込量】

把握しているニーズから毎月1人を見込みます。

		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
居宅訪問型 児童発達支援	(1月あたり) 利用者数	1人	1人	1人
	(1月あたり) 利用量	10日	10日	10日

【見込量確保のための方策】

圏域内のサービス提供の状況等を踏まえ、既存の事業所においてサービスの提供が可能か検討し、ニーズへの対応を図ります。

6) 障害児相談支援(サービス等利用計画)

＜国の示した見込量確保の指針＞

地域における子どもの数の推移、現に利用している障がいのある子の数、障がいのある子等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用子ども数の見込みを定める。

【事業内容】

療育が必要な子と保護者の抱える課題の解決及び適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、支給決定時に障害児支援利用計画の作成等を行います。また、支給決定後、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います(モニタリング)。

【見込量】

第4期障がい福祉計画期間の利用実績を基に増加を見込みます。

		平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
障害児相談支援	(1月あたり) 利用者数	21 人	30 人	34 人	39 人
	(1月あたり) 利用量	65 件	131 件	177 件	239 件

【見込量確保のための方策】

サービス等利用計画を作成する指定障害児相談支援事業所の増加を図るため、指定特定相談支援事業所に働きかけを行うなどのサービス提供体制の整備に努めます。

7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 【新規】

<国の示した見込量確保の指針>

地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを定める。

【事業内容】

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っています。

【見込量】

国の指針に基づいて、第5期の計画期間内に圏域での配置を見込みます。

		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
コーディネーター	人数	—	—	圏域で1人

【見込量確保のための方策】

近隣市とコーディネーターの適正な配置のあり方について検討していきます。